

新最終処分場整備に係る実施設計書及び最終発注仕様書等作成業務委託 技術提案型事業者選定委員会設置要綱

(平成30年1月29日決裁)

(設置)

第1条 新最終処分場整備に係る実施設計書及び最終発注仕様書等作成業務について、技術提案型事業者選定方式による委託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、技術提案型事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 技術提案書等提出された書類の審査
- (2) 技術提案書等の評価及び契約候補者の選定
- (3) その他技術提案型事業者選定方式の実施に当たって必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員4人をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) その他管理者が必要と認める者
- 3 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、選定委員の互選とする。
- 5 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 選定委員（委員長及び副委員長含む）の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 選定委員会は委員（委員長及び副委員長含む）の過半数の出席によって成立する。

(守秘義務)

第6条 選定委員（委員長及び副委員長含む）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（責務）

第7条 選定委員（委員長及び副委員長含む）は、技術提案型事業者選定方式に参加する技術提案者に対していかなる援助も行ってはならない。

（事務局）

第8条 選定委員会の事務は、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおいて処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

別表（第3条関係）

技術提案型事業者選定委員会構成員

1	ふくしま市町村支援機構 技術審査課副統括管理官	委員長
2	福島県喜多方建設事務所 主幹兼企画管理部長	副委員長
3	整備組合 事務局次長	
4	整備組合 環境センター 所長	